

2013年2月20日

○委員長（石井一君） 次に、武見敬三君の質疑を行います。武見君。

○武見敬三君 五年四か月ぶりに国政に復帰をいたしまして、初めての質問をさせていただきます。

この二十一世紀の今日、アベノミクスでまさに我が国の経済、金融と財政とさらには成長戦略という三本の柱で国民の中で確実に明るさを持ち始めてきたということは、もう慶賀に堪えません。そこで、このアベノミクスというものと、また、新たにこれから構築されるであろう新しい持続可能な社会保障制度というものとパッケージで、一体どのような二十一世紀の新しい社会をおつくりになろうとされているのか、これをひとつ考えていただきたいというふうに思っております。（資料提示）

実は、岸内閣とそれから池田内閣というのは、戦後の我が国のまさに国の形をつくった重要な内閣でした。岸内閣のときの一九五八年に健康保険法の改正、国民健康保険法の改正をやります。そしてまた、年金制度についての基礎もそこで築き、池田内閣の一九六一年のときに皆保険制度が達成をされ、皆年金制度が達成されます。

そして、池田内閣というのは更に新しいチャレンジを行って、従来の経済成長が主たる目的であった、そうした経済の十か年計画というものの目的を変えた。すなわち、所得倍増という経済成長の結果をどう分配するかというところまで踏み込んで新しい経済十か年計画の目標としたと。しかも、当時の大蔵省は、所得税に関する累進課税率というのを七五%まで引き上げる。こうやって、言うならばこうした経済政策と社会保障政策というものがパッケージで一つの大きな国家目標を達成しようとしていました。それは何であったかといえば、健康で、そして教育レベルの高い中産階級社会を育て広げていくと、こういう大きな国家目標がその中にはありました。

この表を御覧になってお分かりになると思いますが、その結果として我が国は高度経済成長にその後入るわけです。高度経済成長に入る前に、もう既にそういう準備を岸内閣と池田内閣がしてくれていました。結果としてどういうことが起きたかという、貧富の格差を示すジニ係数というのがありますけれども、所得の再分配係数であります。このグラフを見ますと、何と、高度経済成長の時期であったにもかかわらず、我が国では貧富の格差はむしろ縮小したんですよ。

これは、今、世界の多くの国で経済が成長し始めている、しかし貧富の格差がどんどん広がって社会の不安が起き、そして政治体制の不安まで起きようとしているときに、なぜ我が国ではこうした経済が成長しても社会が安定であったかといえば、こうした仕組みを事前にきちんと岸内閣と池田内閣でつくってくれたからなんですよ。こうしたことを今まさに同じ次元で考える時代に私たちは入りました。

そして、まさにこのアベノミクスとして新しい経済政策を打ち出されようとしているときに、総理、新しい今度は持続可能な社会保障制度と併せて、どういう社会を総理は考えておられるのでしょうか。これをまず最初にお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） もう武見先生に帰ってきていただいて、このようなすばらしい議論ができることは本当にうれしいと思うわけですが。

岸政権のときに、岸政権といえば安保条約しか余り思い浮かばないわけですが、医療保険制度も、そして国民年金制度もここでスタートしたわけでありまして、もう一つ付け加えさせていただきますと、最低賃金制度も岸内閣時代に始まったわけでありまして。そして、もう一点言わせていただきま

すと、高度経済成長は池田政権で始まったように思われているわけではありますが、そのスタートは事実上、岸政権で始まったわけではありますが、まさにこの高度経済成長をスタートさせていく中において、まずはしっかりとその分配を国民みんなですれは分かち合えるように、その富を均てんできるような、そういう仕組みをつくったということが極めて重要であろうと、このように思っております。

そこで、安倍政権が進めている経済財政政策につきましても、この運営において、デフレから脱却をして経済を力強く成長させていく中において、それによって生み出された果実はしっかりとみんなが分かち合えることができるようにしていくということが極めて大切なことであろうと思います。

そして、やっぱりみんなが頑張って仕事をしていく、あるいは新しい会社をつくっていこう、思い切って一步を踏み出していくためにはセーフティーネットが大切でありますし、人は一生懸命努力をしても、どうしても生活の基盤を失ってしまう場合もあります。そのときのセーフティーネットはしっかりと張っていく。しかし、そのセーフティーネットを張っていくためにも経済の成長が必要であります。経済の成長によって保険料収入、税収を確保して、この果実を配る、その財源も確保していく、この両方が大切なことではないかと思えます。

ちょうど池田政権のときにも論争がございました。経済成長よりも分配を先にやった方がいいんじゃないかと。そのときに、たしか下村治氏が、論争があって、あれ都留・下村論争ですかね、あのときに、やっぱり成長すると同時に、それによってちゃんとその果実を、一人が、特定の間人が独り占めにするのではなくて、それをちゃんと配分する機能を持っていれば、まずは成長していくということも大切であろうと、こんな議論があったことを覚えております。

○武見敬三君 極めて大事な歴史の経緯も総理のお口から説明していただいて、誠に恐縮であります。

ここの一つのキーワードは、やはり健康で教育レベルの高い中産階級社会という一つのイメージができていて、それを実現するために、非常にパッケージでいろんな政策が同じ方向を向いていたというのが、私は一つの大事なポイントだったと思います。そうしたことを、二十一世紀の今日、日本人一人一人の考え方、いろいろ変わってきている中でどう再構築するのかというのは物すごく重要な課題で、これは引き続き御議論をさせていただければというふうに思えます。

しかし、その中でも、社会の活力をいかに維持していくのかというのは大問題です。高齢化社会の中で、社会の活力を維持していくときの一つの課題はどこにあるかということ、実は熟年パワーなんです。要は、私も還暦プラス一でこの熟年パワーの一人でありますけれども、この熟年パワーの人たちの中で見ていると、八八%の人たち、九割方は七十歳までは仕事がしたい、そして社会とのつながりをきちんと持っていたい、そしてまた、同じく健康でいたい、そして経済的な安心感も確保してきたいと。大体七十歳になるまで、最低で年収でも三百万円ぐらいは確保できればおおよそ安心できるんじゃないかと、こういう考え方を持っておられるわけですよ。

こういう熟年パワーというものが、そのように元気で仕事をしておられて、その後は余生の中で生きがいをもた見付けていただいて、最後はぴんぴんころりという世界に入ってくれば、実は若い世代にも負担を掛けず、そしてまた経済の活力も維持できるということになるわけであって、こうした観点からのこの熟年パワーというものに対して、いかにこうした七十歳まで仕事がきちんとできるようにしたらよいか、そしてその年収をどのような観点で確保したらいいのかというのは、先ほどの所得倍増計画の発想とも実は相似形の考え方の中で作り出されてくる政策だと思うのでありますが、この点に関しての総理のお考えをお聞かせいただければと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 例えば、五十年前、六十年前に比べれば、今の六十代、七十代ははるかに元気、もう武見委員もそうですし、我が副総理もそうではありますが、これは、かつての五十代、四十代と言ってもいいぐらいの肉体的な、そして能力においても能力はあるんだろうと。ですから、その言わば時代に対応できる仕組みに変えていく必要があるんだろうと思います。

生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就労促進は安倍政権にとっても極めて重要な課題であります。このため、高年齢者の雇用確保を推進する制度改正がこの四月から実施されることとなっており、まずこの円滑な施行と定着に努めてまいりたいと、このように思います。

また、三本の矢を始めとして、雇用と所得の増大を実現するための課題に鋭意取り組んでまいりますが、高年齢者を含めて頑張っている人の所得を増やしていく、これは極めて重要なことでありますし、やっぱり高年齢者の方々がそういう意欲を失わない、それこそまさに目指すべき日本の社会の在り方ではないかと、このように思っております。

○武見敬三君 極めて共通認識を持っていたことは、もう本当に感謝に堪えません。

そして、この上で改めて今度は国民皆保険制度についてのお話を聞かせていただきたいと思いますが、国民皆保険制度といっても実は理解の仕方がたくさんあります。実際には、ただ医療保険のことだけを指しているのではなくて、その中身というのはおおよそ、WHOが総会でユニバーサル・ヘルス・カバレッジという言葉についての定義を下したことがあります。その定義というのは何であったかということ、誰もが負担可能なコストで適切な医療を受けることができるというのがそのユニバーサル・ヘルス・カバレッジのWHOにおける採択された決議であり、定義であります。

この考え方をまさに実行するものが国民皆保険制度であると、こういうふうに私は考えるわけですが、この点について総理のお考えをお聞かせください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） まさにおっしゃるとおりだろうと思います。かつて武見委員がイギリスで足を折られた際に……（発言する者あり）アキレス腱を切られた際に、日本の医療制度とイギリスの医療制度の違いを経験をされたんだろうと、このように思います。

日本においては、誰でもどこでも皆、同じく医療のサービスを受けることができるわけでありまして、一定の自己負担でそのサービスを安心して受けられる仕組みになっております。このような国民皆保険制度は世界に誇るべきものであろうと、このように思うわけであります。まさに武見委員が身をもって経験した制度の違いですね。

ですから、世界のいろいろな制度を見て一つだけを取り上げると、何かそっちの制度の方が優れているように誤解しがちなんですが、日本はまさに健康保険証を持っていれば日本中どこにいても同じようなサービスを安心して受けることができる、これはしっかりとこれからも世界に誇るべき制度として守っていかなければならないと、このように思っております。

○武見敬三君 このまさに我々が国民皆保険制度と呼んでいる制度のおかげで、この図にございますように、日本の平均寿命というのはもう確実に延びた。これ、御覧いただきますとお分かりになりますように、大体、戦争直後ぐらいというのは男の平均寿命五十歳、女性五十六歳だったんですよ。これが大体、東京オリンピックぐらいまでの間に先進国の仲間入りできるぐらい平均寿命がぐうっと伸びます。そのときまでのその延びた原因というのは、乳幼児死亡率を抑えるとか、あるいは妊産婦の死亡率を抑えるとか、あるいは結核のような感染症の死亡率を抑えたことによってぐわっと先進国並みに上がってきたんですよ。

だけど、その後、日本が世界一の平均寿命まで例えば女性なんか上がり詰めてくるわけですが、それはなぜ可能であったかという、成人人口、すなわち二十歳以上の人口の人たちの死亡率が抑えられて、引き続き延び続けたから日本の平均寿命というのは延び続けた。それはなぜかという、そういう人たちがおおよそかかるであろう非感染症、慢性疾患にかかわる治療がこうした皆保険制度の下で地域医療で確実に普及していった、特にこれは、脳卒中というのは、高血圧症の方が大体その八割方脳卒中で亡くなるんですよ。この高血圧症の方々を地域医療の中で早く診断して、降圧剤の治療をして血圧を管理する、その結果として脳卒中で亡くなる患者さんを抑えていく、こうしたことでおおよそ一・二歳ぐらい平均寿命は延びているんですよ。

こういうようなことが実際に可能であったのは国民皆保険制度があったからであって、これはまさに世界に冠たるものなんですよ。実は、この表も、イギリスの医学雑誌のランセットという雑誌がわざわざ、我が国の皆保険制度五十周年、これはおとしだしたわけでありましてけれども、それを記念して日本特集号を出してくれました。その日本特集号の中でこの事実が明らかにされているんですよ。

したがって、そういう日本の皆保険制度、これは是非、どのような状況下においても徹底的にその基本は守っていただきたいということは総理に是非お願いをしておきたいと思います。

そして、そのために一つお願いをしなければならないことは、医療保険制度に関しては持続可能性がかなり失われてきているというその事実なんですよ。我が国、三千五百もこの医療保険制度がある。そして、その中のほとんどが今赤字に転落してきている。そして、これを財政調整で、優良な保険者から高齢者が多くて支出の多い保険者に支援金を出すというようなことをやっている。しかし、それでも、今度はその支援金のおかげで雇用者保険のような優良な保険さえもがどんどんどんどん今度は赤字になって、保険料を上げてまた赤字というイタチごっこになっていて、もはやあと何年かで全ての保険者赤字になっちゃうと、こういう構造に日本は今なっているわけです。

したがって、そういう中でどうやって我が国の医療保険制度というものを持続可能なものに再構築していくかということを考えたときに、私たちがやらなきゃならないのはやっぱり保険料にかかわる公平性の確保なんですね。既に岸内閣のときの改正で、実はいかなる保険者に属していても被保険者は同じ診療報酬が使われていることによってその給付というもの、すなわち医療サービスというのは同じものが受けられるという、まさに給付の平等というのは最初から達成されている。そしてまた、皆保険制度が達成されたことでアクセスの平等も達成されたわけです。そしてまた、時間は掛かりましたけど、患者負担の平等も、三割負担、そしてまた高齢者一割という形でおおよそその公平性が確保されてきた。しかし、この保険料にかかわる公平性だけは、保険者によって、同じ家族構成で同じような所得の条件があったとしても、結果として三倍から四倍も格差があるというのが現状なんですよ。

しかし、この自公民の三党合意の中で、引き続き国民医療費というのは、これはこの保険料の財源を主たるものとするというふうにお決めになっておられる。そうすると、今後も引き続き安定した国民医療費の財源を保険料を通じて確保しようとするときに、こんな保険料の不公平さというものが残っている形でそうした保険料を通じた安定財源を確保することは難しいですよ、総理。だとすれば、その公平性を確保しようとする、やはり保険者を整理統合するということが確実に必要になってくる。これはまさに喫緊の課題になってきているわけですよ。

まずは、こうした市町村国保というような国民健康保険というものを都道府県ごとに統合していく、そしてその次には協会けんぽといったようなそうした雇用者保険を統合していく、そして最後に雇用者

保険というものを統合して全体を統合していくという方向をまずは都道府県ごとに取りますよ。しかし、それでも、そうすると高齢者の多い島根県、鳥取県というのは持続可能性ないから国が支援しなきゃならない。しかし、全国をおおよそ七つに分けて保険者というのを整理統合すると、総理、国全体を一つに統合したのとほぼ同じぐらいのリスクプールが確保できて、持続可能性が確保できるんですよ。すなわち、道州制を導入したときにそれをやりゃいいんで、そういうことの前にまずは都道府県ごとにやりゃいい。

そういう一つの新しい持続可能な医療保険制度、そして保険料にかかわる公平性が確保される制度、そういったものをきちんと戦略的に作り上げていくことによって、そしてそれがアベノミクスと結び付いて、組み合わせてパッケージになることによって、国民が、一体日本という国はどのような方向を目指しているのかというのをきちんと示すということが私は今求められてきているんだろうというふうに思います。

この点についての総理のお考えを聞かせてください。

○国務大臣（田村憲久君） 武見委員、お帰りなさいませ。こうやって久しぶりに国会で武見先生と顔を合わせていただくということは大変うれしく思っておりますが、以前からの御持論であったように承っております。これ、保険者にはそれぞれいろんな意見もありまして、なかなか理想論は理想論であるんでありましようけれども、難しい現状も御理解をいただいていると思います。

まずは国民健康保険からということでございますが、今も、御承知のとおり、共同化事業でありますとか、いろんな部分である程度県単位で財政を安定化させていくというような、そんな取組を進めてまいってきておるわけですが、ここはなかなか、じゃ、市町村国保同士で必ずみんなくつつきたいかという、そうではない、いろんな御意見があるということも御承知のとおりだというふうに思います。

一方で、被用者の方ですが、こちらの保険者もやはりいろんな御意見があるということでございますが、ただ、自民党のたしか公約の中で、共済、公務員共済とそれから協会けんぽ、これを一つに統合したらどうだというような、そういう御意見があるということも承っております。いろんな御意見がある中で、今日は大変参考になる、そういうような御提案でございますが、慎重に検討をさせていただきたいというふうに思います。

○武見敬三君 一九八〇年代後半のバブルの崩壊の前に実はこういうことをやっておけば、今我々はこんなに苦しまないでよかったんですよ。したがって、その後、インクリメンタルに徐々に徐々に改正をして対応してきたものだから、今全部山積しちゃったわけですよ、一遍に。だから、これは総理、徐々に徐々にという改革をする時間なんてもう我が国にないですから、これを大きく変える考え方を是非いざ確立していただきたいというふうに思います。

さて、ちょっと質問の方向を変えて、海洋権益の問題に入っていきたいと思います。

我が国はアジア太平洋に位置している。しかし、このアジア太平洋というのは、実際に大きく米中がこれから海をめぐる覇権の争いをする可能性が極めて高く、それによって二十世紀の冷戦というのは欧州大陸の陸上で起きましたけれども、二十一世紀の冷戦というのはひょっとすると米中間で海で起こる可能性が出てきた。そういう中で、どうやって我が国の海洋権益をそうしたはざままで確保していくかというのは、これもまた重大な問題なわけです。

そのときに、総理は東南アジアに行かれたときに、海に関するルール・オブ・ロー、法の支配をおっしゃった。私は、最も適切なことをおっしゃったと思う。しかし、法の支配ということをおっしゃる限

りにおいては、じゃ、その法の支配の中でどのような我が国は海洋にかかわる法律を整備し、排他的経済水域にかかわる包括的な法律を整備し、そしてその法律の理屈の中でどうやって我が国の権益を守っていくかという国内法の整備が決定的に重要になります。

ちょうど今年海洋基本法に基づく基本計画見直しの五年ということになりますので、これをまさに議論する場になってきておるわけでありますが、その重要性についての御認識を伺いたいと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） まず私がお答えをさせていただきます、安倍内閣で海洋政策担当大臣を置きましたので担当大臣からちょっと答弁させていただきたいと思いますが、武見議員がまさにこの基本法、政策を作られたわけでございます。

つまり、日本は海の権益、排他的経済水域においては世界で六番目に大きな権益を持っているわけでありまして、その権益をしっかりと守っていく。しかし、そういう海の底に眠っている資源、この重要性に気付いている国は多くあるわけでありまして、そういう国々との関係においても、時には協力をしながら、あるいはしっかりと守っていくということも大切なんだろうと。そういう中において、我々も国内法を整備をしていくために検討をしていく、また現状をしっかりと認識をしていく必要があると思います。

○武見敬三君 午前中の質問は以上にいたしたく思います。

○委員長（石井一君） 残余の質疑は午後に譲ることいたします。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後一時開会

○委員長（石井一君） ただいまから予算委員会を再開いたします。

平成二十四年度補正予算三案を一括して議題とし、安倍内閣の基本姿勢に関する集中審議を行います。休憩前に引き続き、質疑を行います。

まず、冒頭、海洋担当大臣の答弁を求めます。

○国務大臣（山本一太君） 武見委員が海洋基本法研究会、超党派の研究会を立ち上げて、代表世話人として海洋基本法の成立に中心的な役割を果たしてこられたと、すなわち、海洋基本法の生みの親の一人であるということは私も十分存じ上げていますし、全く武見委員と同じ問題意識を共有しています。

委員がいつもおっしゃっているとおり、排他的経済水域等におけるこの海洋資源の開発利用は、これまで、例えば海洋資源に関する法律とかあるいは環境保全に関する法律とか、個別法を適用してまいりました。しかしながら、情勢が大きく変わったということで、平成二十三年に鉱業法を改正して資源探査規制を導入したりいたしました。これだけ国際的な競争が資源をめぐる激しくなっている中ですから、我が国としても、やはり排他的経済水域等における海洋資源の開発利用については、積極的にこれを進めて、しかも海洋権益の保護もしっかりやって、さらに海洋産業もしっかり振興をして、安倍内閣の最重要課題である強い経済を取り戻す、日本経済再生に結び付けていく必要性はますます高まっていると思います。

そこで、武見委員の長年の問題意識であるこのEEZ、排他的経済水域等の包括的な法案を作ることについては、この法制化の必要性を私も担当大臣として感じておりますので、ここは真剣に議論させていただきたいというふうに思っておりますし、委員御存じのとおり、安倍総理を本部長とする総

合海洋政策本部で今新しい海洋基本計画、恐らく春ごろに閣議決定することになると思いますが、この準備をしていますので、その中に武見委員のこのEEZの包括法の考え方をどう具体的に盛り込めるかということについては担当大臣として真剣にやっていきたいと思ひますし、また、もう一つの御懸念である事務局体制の強化、総合海洋政策本部の事務局体制の強化についても担当大臣として前向きに検討させていただきたいと思ひます。

以上です。

○武見敬三君 この点については、実際に手続法としての排他的経済水域にかかわる包括法の制定というのは、実はこれは国家の意思としてこうした排他的経済水域にかかわる我が国の権益を守るという意思を明確に強固にする意味を持っておりまして、近隣諸国に対しても極めて大きな意義がございますので、これは必ず実現してください。

そして、こういうことを私が言ったときには、担当のお役所の方の中には、いや、そんなことをしたら近隣諸国に下手なフリクションが生じてよくないとか、そんなことを言う人がいたんですよ。だけど、まずは我が国の交渉ポジションをきちんと確立することなくして近隣諸国との交渉なんてあり得ないんですから、まずそこをやはりきちんと考えた方針の策定を内閣のリーダーシップでやってください。お役所に任せていたら絶対にうまくいきっこないんですから、お願いします。

それからもう一つ、大事な課題ですので、総理、就任二日後に拉致被害者の御家族の皆様方にもすぐお会いになって、そして自らの内閣の中でしっかりとこれを解決していくということをおっしゃいました。そしてまた、これはもう御存じのとおり日米韓、この三か国の連携が必要でありますし、特に米国との連携が非常に重要であります。

来るべき日米首脳会談の中で、やはりこの拉致の問題、きちんと御議論をしていただくことが私は必要と考えるのでありますが、総理の御見解を伺わせてください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 先般、オバマ大統領と電話会談をした際にも、この拉致問題について、日本はこの拉致問題を解決する決意であるという説明もいたしました。二十二日の首脳会談におきましても当然この拉致問題についても話をしたいと、このように思っています。

委員の御指摘のとおり、日本と米国、そして日米韓で連携をしていくことが北朝鮮の抱えるこの拉致問題、もちろん核問題、ミサイル問題解決のためには必要であると、このように認識をしております。

また、先般、李明博大統領との電話会談においてもそうした話をしていくわけですが、この拉致問題について、米国にも協力をしていただくように要請をしたいと思います。

○武見敬三君 この拉致問題というのは、我が国の主権国家としての基本にかかわる最も深刻な問題の一つでございます。この点に関しては、担当大臣の古屋大臣の方からも一言、こうした日米のかかわりも含めて御答弁をいただきたいと思ひますが。

○国務大臣（古屋圭司君） 武見議員御指摘のとおり、日米韓の連携、特に米国との関係は極めて大切ですよ。

そういうこともあって、私も拉致議員連盟に所属しておりました当時から、毎年ワシントンを訪ねて、国務省関係者あるいは、現在ですと例えばキャンベル国務次官補あるいはデービス特別代表と相当突っ込んだ意見交換をしていますし、また先日はデービス北朝鮮特別代表が日本に来ましたので、私会いまして、意見交換させていただきました。

そういう中で、一貫して言っているのは、米国は、拉致問題に対する我が国の立場に深い理解と支持

をすると、こう言っていますけど、やはりそこを、更に具体的な協力を深化させていく、こういうところにまでしっかり踏み込んでいく必要があるなと思います。

その一環として、私どもはまず、今アメリカが国連の人権委員会の理事国を務めていますので、国連の中に北朝鮮の人権委員会をつくっていただくと、この要請をしています。そして、必ずその中には拉致問題をしっかり入れる、テーマとして入れるということが大切だというふうに。二つ目は、アメリカ人のデービッド・スネドンという人間が二〇〇四年に中国で北朝鮮によって拉致された証拠が幾つか出てきておりますね。もちろんこれはアメリカ国内で対応してもらう話ですけれども、しかし一方では、やはりしっかりその部分についても協力をする。我が国は拉致問題ではちょっと反応が遅かったですよね。やっぱりそういうのは反省点ですから、その辺もやっぱり私はアメリカにも勧めているところで。それから、テロ支援国家の再指定も必要ですね。

それからもう一つ、ちょっとだけお時間いただいて、これは新たな試みでございますので、法律に基づいて、今、十二月に北朝鮮人権週間、日本の政府が主宰して日本でやっています。これを新たに私はアメリカ、具体的にはワシントンとニューヨークで是非この連休に取り組みたい、新たな試みとしてやりたい。その目的は、何と云っても世界各国に、そして北朝鮮に対して、この拉致問題を解決しない限りは絶対に支援はないよということを強く訴える。そういう意味から、このワシントン並びにニューヨークでの会合を今考えております。

以上です。

○武見敬三君 ありがとうございます。

○委員長（石井一君） 以上で武見敬三君の質疑は終了いたしました。（拍手）